

下記の規格について、一部改正しましたので、改正箇所を次に掲載します。
これらは、「水道施設の技術的基準を定める省令」の改正に伴い、改正されたものです。

JWWA K 107 : 2005 水道用水酸化カルシウム (水道用消石灰)
 JWWA K 108 : 2005 水道用炭酸ナトリウム (水道用ソーダ灰)
 JWWA K 113 : 2005-2 水道用粉末活性炭
 JWWA K 120 : 2008-2 水道用次亜塩素酸ナトリウム
 JWWA K 122 : 2005 水道用水酸化ナトリウム (水道用液体かせいソーダ)
 JWWA K 134 : 2005 水道用濃硫酸
 JWWA K 154 : 2005-2 水道用ポリ塩化アルミニウム (水道用塩基性塩化アルミニウム)
 JWWA K 155 : 2005 水道用硫酸アルミニウム (水道用硫酸ばんど)

別表第1 (第1条関係)

評価項目	評価基準値 (mg/L)
	下記の数値以下であること
カドミウム及びその化合物	0.0003 *2
水銀及びその化合物	0.00005
セレン及びその化合物	0.001
鉛及びその化合物	0.001
ヒ素及びその化合物	0.001
六価クロム化合物	0.005
亜硝酸態窒素	0.004 *4
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0
ホウ素及びその化合物	0.1
四塩化炭素	0.0002
1,4-ジオキサン	0.005
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン *1	0.004 *1
ジクロロメタン	0.002
テトラクロロエチレン	0.001
トリクロロエチレン	0.001 *3
ベンゼン	0.001
塩素酸	0.4
臭素酸	0.005
亜鉛及びその化合物	0.1
鉄及びその化合物	0.03
銅及びその化合物	0.1
マンガン及びその化合物	0.005
陰イオン界面活性剤	0.02
非イオン界面活性剤	0.005
フェノール類	フェノールの量に換算して 0.0005
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3 *1
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	0.5
アンチモン及びその化合物	0.002 *4
ウラン及びその化合物	0.0002
ニッケル及びその化合物	0.002 *4
1,2-ジクロロエタン	0.0004
亜塩素酸	0.6
二酸化塩素	0.6
銀及びその化合物	0.01
バリウム及びその化合物	0.07
モリブデン及びその化合物	0.007
アクリルアミド	0.00005
1,1-ジクロロエチレン	0.002 *1(削除)
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 *2(削除)

*1 平成21年4月1日付で改正
 *2 平成22年4月1日付で改正

*3 平成23年4月1日付で改正
 *4 平成26年4月1日付で改正